平成２１年（フ）第４５０号
京都市山科区西野山百々町113番地の21
破産者　藤村　敏子
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第４１２号
神戸市西区北別府３丁目３－３－306号
破産者　香西　　博
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
兵庫県明石市二見町東二見475－１　雇用促進住宅４棟303号、開始決定時の住所兵庫県明石市二見町西二見2001－18　土山駅前スカイハイツＣ－408号
破産者　唐渡　一人
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第８２号
熊本県山鹿市菊鹿町矢谷423番地
破産者　早田　憲和
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２０年（フ）第８９号
熊本県菊池市隈府1510番地　音町団地13棟396号
破産者　上村　憲生
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２０年（フ）第９０号
熊本県菊池市隈府1510番地　音町団地13棟396号
破産者　上村かりん
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２０年（フ）第７９号
熊本県球磨郡多良木町大字久米2854番地５
破産者　恒松　昌子
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第７８号
山梨県山梨市万力81番地
破産者　古屋　　誠
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
仙台市青葉区中山台２丁目27番地　ＹＳＫコーポ中山台505、開始決定時の住所仙台市泉区北中山３丁目５番地の２
破産者　神戸　悦子
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
宮城県多賀城市桜木３丁目10番１－302号、開始決定時の住所宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目６番16号日伸コーポ１号
破産者　君塚　　了
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第３５号
神奈川県相模原市西橋本１丁目13番16号キャトルセゾン橋本104号、前住所山形県米沢市太田町５丁目1530番地の９
破産者　遠藤　芳紀
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（フ）第１０５号
茨城県土浦市富士崎１丁目４番６－104号キャッスル土浦、開始決定時の住所茨城県常総市大輪町1031番地４
破産者　桜井　和広
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第２５６号
金沢市保古１丁目51番地、従前の住所石川県石川郡野々市町横宮町３番６号
破産者　中村ヨシコ
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第７４号
金沢市三口町木337番地　グラース峰201号室、従前の住所金沢市大野町４丁目ル29番地１
破産者　沖野　陽子
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１０４号
石川県小松市西軽海町１丁目151番地
破産者　宝飾時計吉本こと　吉本　廣明
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第１９７１号
名古屋市中区葵２丁目13－24　メゾンドール上泉602　熊澤杏美方、外国人登録原票上住所名古屋市昭和区広瀬町３丁目19番地　ラシエールＲ＆Ｉ－501号
破産者　中原悠道こと　張　　裕治
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２２４８号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　314棟102号室
破産者　與語　義雄
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３２９３号
名古屋市北区如来町99番地　ファミールマンション205号
破産者　近藤　康生
1　決定年月日　平成21年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部